

プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 IFRS と日本基準の比較 (第 4 回)

- 「エンドースメントされた IFRS」を開発するにあたっては、IASB が設定した個々の会計基準等について、修正することなしに採択可能か否かを判断する必要がある。また、どのような項目について、ガイダンスや教育文書等の作成が必要かについても判断する必要がある。これらの判断をするために、第 1 回の作業部会から、IFRS と日本基準を比較することにより検討が必要な項目の候補の抽出を行っている。
- IFRS と日本基準を比較することにより検討が必要な項目の候補を抽出する作業は、以下のとおり進めている。

	項目
第 1 回	有形固定資産、無形資産、リース、収益、棚卸資産、法人所得税他 (IAS 第 2、11、12、16、17、18、20、23、36、38、40 号、IFRIC 第 1、4、13 号)
第 2 回	外国為替レート、従業員給付、引当金、表示、企業結合他 (IFRS 第 2、3、4、5、6 号、IAS 第 1、7、8、10、19、21、26、29、33、34、37、41 号、IFRIC 第 14 号)
第 3 回	連結他、解釈指針 (IFRS 第 10、11 号、IAS 第 27、28 号、IFRIC、SIC)、財務諸表注記
第 4 回	金融商品他、初度適用 (IFRS 第 1、9、13 号、IAS 第 32、39 号)

- 金融商品等について検討を行う項目は、以下のとおりである (審議事項(3)-2)。各項目につき、会計基準に係る基本的な考え方、実務上の困難さ及び周辺制度との関連を勘案して、検討が必要な項目の候補に*を付して、その理由を記載している。なお、*を付した項目が修正又は削除の候補を意味するわけではないことに留意されたい。
 - IAS 第 32 号 金融商品：表示 (審議事項(3)-2、1 頁)
 - IAS 第 39 号 金融商品：認識及び測定 (審議事項(3)-2、3 頁)
 - IFRS 第 9 号 金融商品 (審議事項(3)-2、9 頁)
 - IFRS 第 13 号 公正価値測定 (審議事項(3)-2、12 頁)
- 初度適用についての検討を審議事項(3)-3 及び審議事項(3)-4 において示している。
- 検討の参考にするために、各基準等の概要を、審議事項(3)-5 において示している。

以上